
プロジェクト	グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応（当期税金）
項目	第 519 回企業会計基準委員会及び第 91 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 519 回企業会計基準委員会（2024 年 2 月 5 日開催）及び第 91 回税効果会計専門委員会（2024 年 2 月 7 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

第 519 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

（実務対応報告公開草案第 67 号について）

四半期財務諸表における注記について

2. ASBJ 事務局の提案に賛成する。また、ASBJ 事務局提案に加えて、当連結会計年度及び当事業年度におけるグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等について、明らかに重要性がないと見込まれる場合には注記を省略できるとすることを明記することをご検討いただきたい。

（補足文書（案）について）

3. 補足文書の修正案の第 14 項において「第 8 項の情報等」との記載があるが、当該記載内容のみでは不明瞭であると考えられることから、記載を改めてご検討いただきたい。
4. 補足文書の修正案の第 10 項について、会計基準等の公表にあたっての手続きを踏まえた記載と同様の記載になっていると考えられる。補足文書については、会計基準等の一部を構成しない参考情報という位置づけを踏まえた記載への変更をご検討いただきたい。

第 91 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

（実務対応報告公開草案第 67 号について）

四半期財務諸表における注記について

5. ASBJ 事務局の提案に賛成する。ASBJ 事務局提案に加えて、第 519 回企業会計基準委員会でも聞かれた、当連結会計年度及び当事業年度におけるグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等について、明らかに重要性がないと見込まれる場合には注記を省略できるとすることを明記することをご検討いただきたい。
6. 前項の明らかに重要性がない場合には注記を省略できるとする取扱いを検討する場合には、当該取扱いにより財務諸表作成者に追加の判断が必要となる可能性がある点も考慮した上で検討いただきたい。
7. 公開草案の検討経緯から、2つの要件を削除することによって、影響が軽微な会社まで注記されることで情報の有用性が損なわれるおそれがある。また、明らかに重要性がないと見込まれる会社が注記の要否を検討する必要が生じるなどの実務負担が生じる可能性があることから、公開草案の提案も一律に排除すべきではないと考える。

その他のコメントへの対応について

8. 10)の連結財務諸表における区分表示又は注記を求めるべきであるとするコメントへの対応について、財務諸表利用者にとって国際的な比較可能性等の観点から区分表示又は注記するニーズがあることも踏まえ、ご検討いただきたい。
9. 19)の金融商品時価開示適用指針に対するコメントについて、未払法人税等が見積りの要素を含む金融商品であるとの誤解を生まないような記載をご検討いただきたい。

(補足文書(案)について)

10. 補足文書における適用初年度以降の取扱いについて、適用初年度以降はより精緻な見積りを行うことができ、また、適用初年度よりもより精緻な見積りを行う必要があるという点がより明確になる記載とすることをご検討いただきたい。

その他

11. 本実務対応報告の適用にあたって、会計方針の変更に関する注記や未適用の会計基準等に関する注記を記載すべきかどうかについて、非公式な形でも何等か示すことができないかご検討いただきたい。

以 上